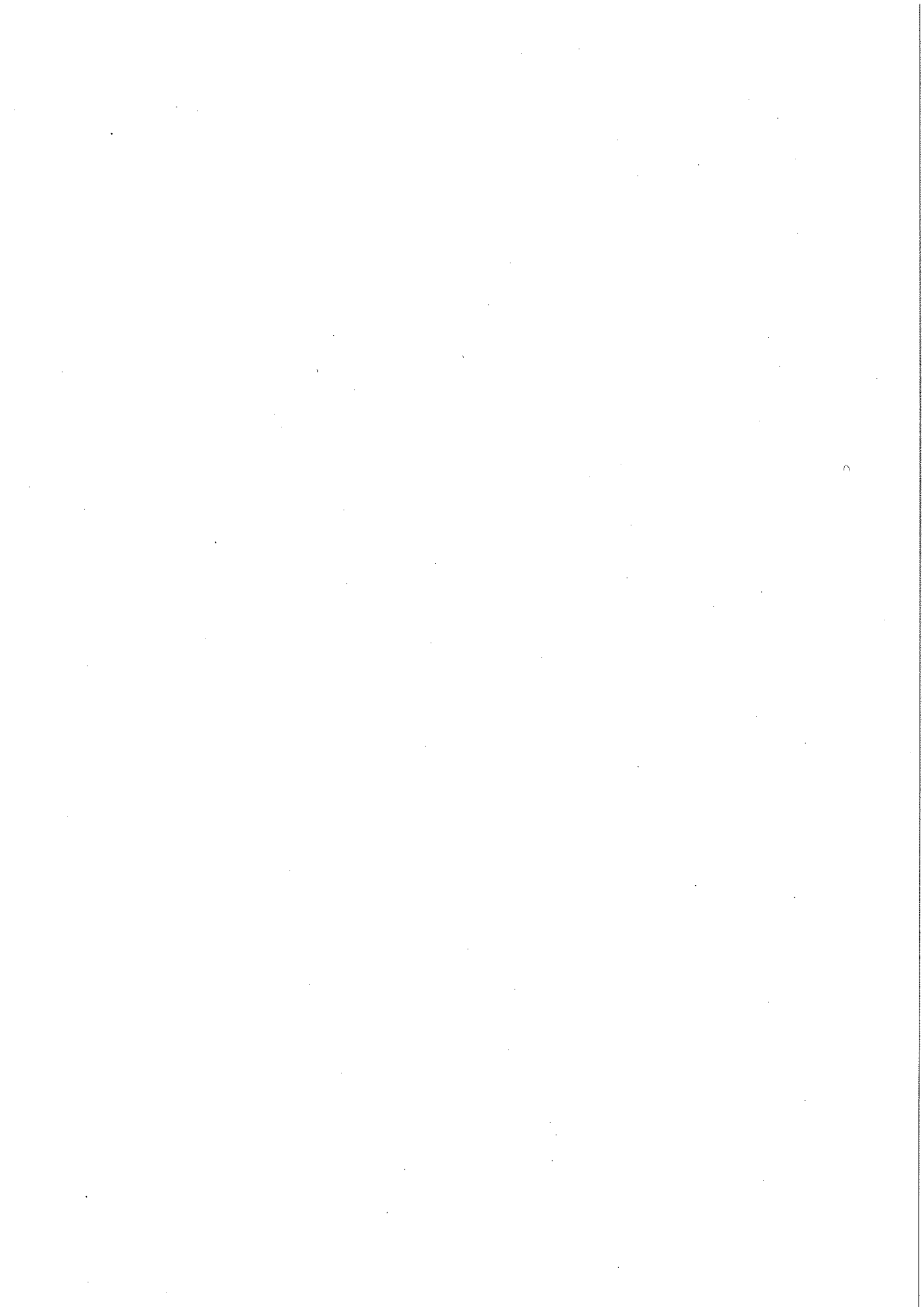


議案説明会実施要領

- 1 全員により東庁舎5階大会議室で行う。
- 2 説明は、局別スケジュールに従い、各局より内容を中心に行う。
- 3 説明に対する質問は行わない。
- 4 出席者が半数に満たなくても、スケジュールどおり始める。
- 5 各局の説明は、局別スケジュールの予定時間にかかわらず順次進める。

平成27年6月定例会議案説明会日程（案）

6月22日（月）	午 前	10:00 ~ 10:05	財 政
		10:05 ~ 10:10	教 育
		10:10 ~ 10:15	緑政土木
		10:15 ~ 10:20	市民経済
		10:20 ~ 10:25	住宅都市



平成27年6月定例会 提出議案の概要（財政局）

1 条例案

件 名	概 要
<p>名古屋市市税条例等の一部改正について (第88号議案)</p>	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 猶予制度</p> <p>ア 市税に係る猶予制度</p> <p>(ア) 徴収猶予 申請手続等について条例で定めることとされたため、規定を整備する。</p> <p>(イ) 換価の猶予 納税者の負担軽減等を図る観点から申請による換価の猶予を創設するとともに、申請手続等について、徴収猶予と同様、条例で定めることとされたため、規定を整備する。 (市税条例第3条の2等)</p> <p>イ 強制徴収債権に係る猶予制度 保育所の保育料等の強制徴収債権については、市税の例により徴収猶予及び換価の猶予を行うこととするため、規定を整備する。 (債権管理条例第7条の2等)</p> <p>(2) 固定資産税・都市計画税 都市再生緊急整備地域において新たに取得された公共施設等、管理協定が締結された津波避難施設及び新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、地方税法上、課税標準の特例等が講じられているが、その割合は地方税法の定める範囲内で条例で定めることとされたため、規定を整備する。 (市税条例附則第14条の6)</p>

(3) 市たばこ税

ア 旧3級品の製造たばこに係る特例税率を以下のとおり段階的に廃止することとされたため、規定を整理する。

(注) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていたエコー等6銘柄の紙巻たばこをいう。

(市税条例附則第17条の2等)

(単位：円／千本)

現 行 (特例税率)	改 正 案			
	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	平成30年 4月1日	平成31年 4月1日
2,495	2,925	3,355	4,000	5,262

イ 税率の引上げ日に、旧税率によって仕入れた旧3級品の製造たばこを5千本以上所持する卸売販売業者等又は小売販売業者に対して、税率の引上げ分に相当する市たばこ税を課税(手持品課税)することとされたため、規定を整理する。

(改正条例附則第3条)

(4) その他

引用条文の条項移動等に伴い、規定を整備する。

(減免条例第7条等)

2 施行期日

(1) 猶予制度及び市たばこ税に係る改正規定

平成28年4月1日

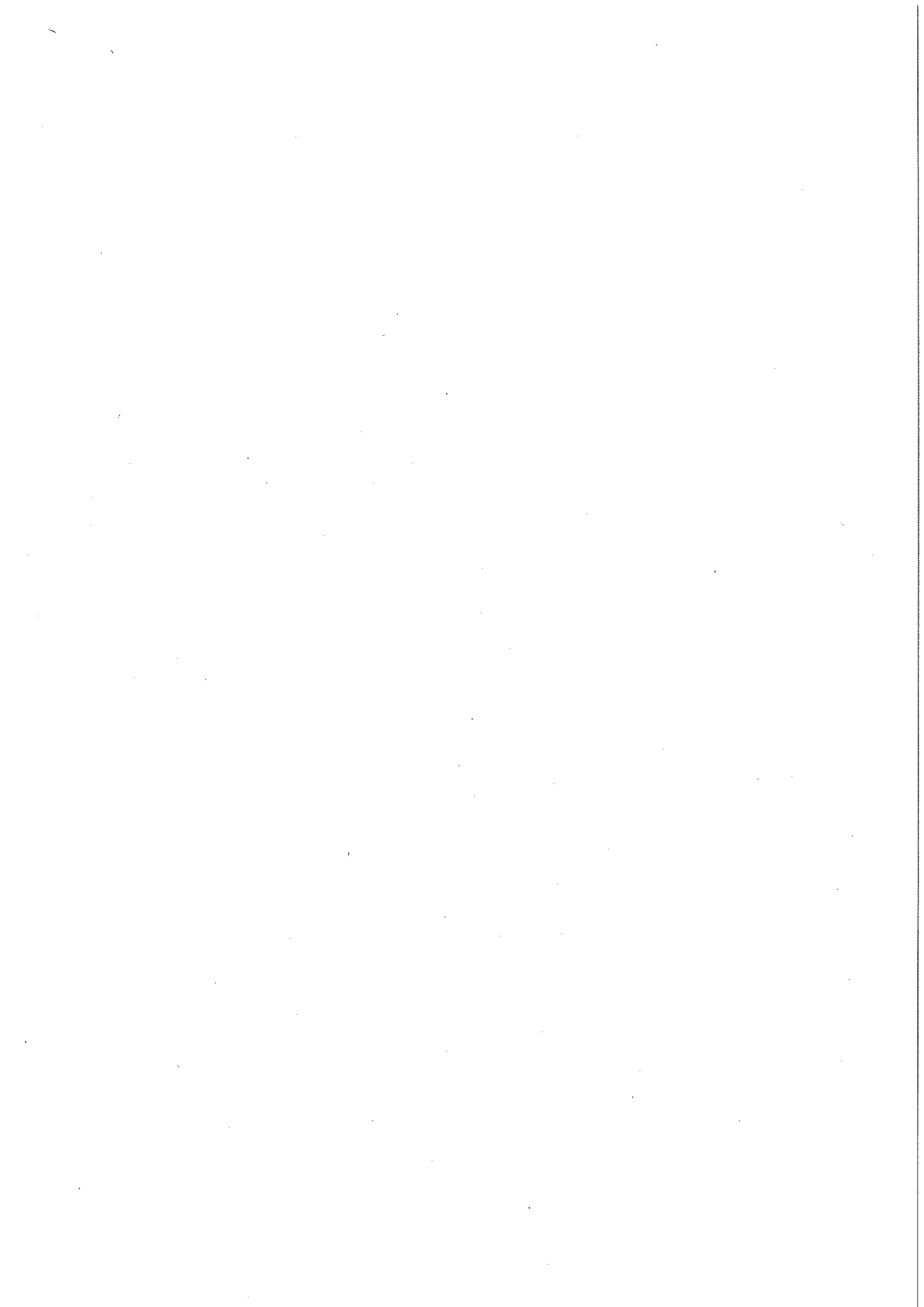
(2) 上記以外の改正規定

公布の日

平成27年6月定例会 提出議案の概要（教育委員会）

1 条例案

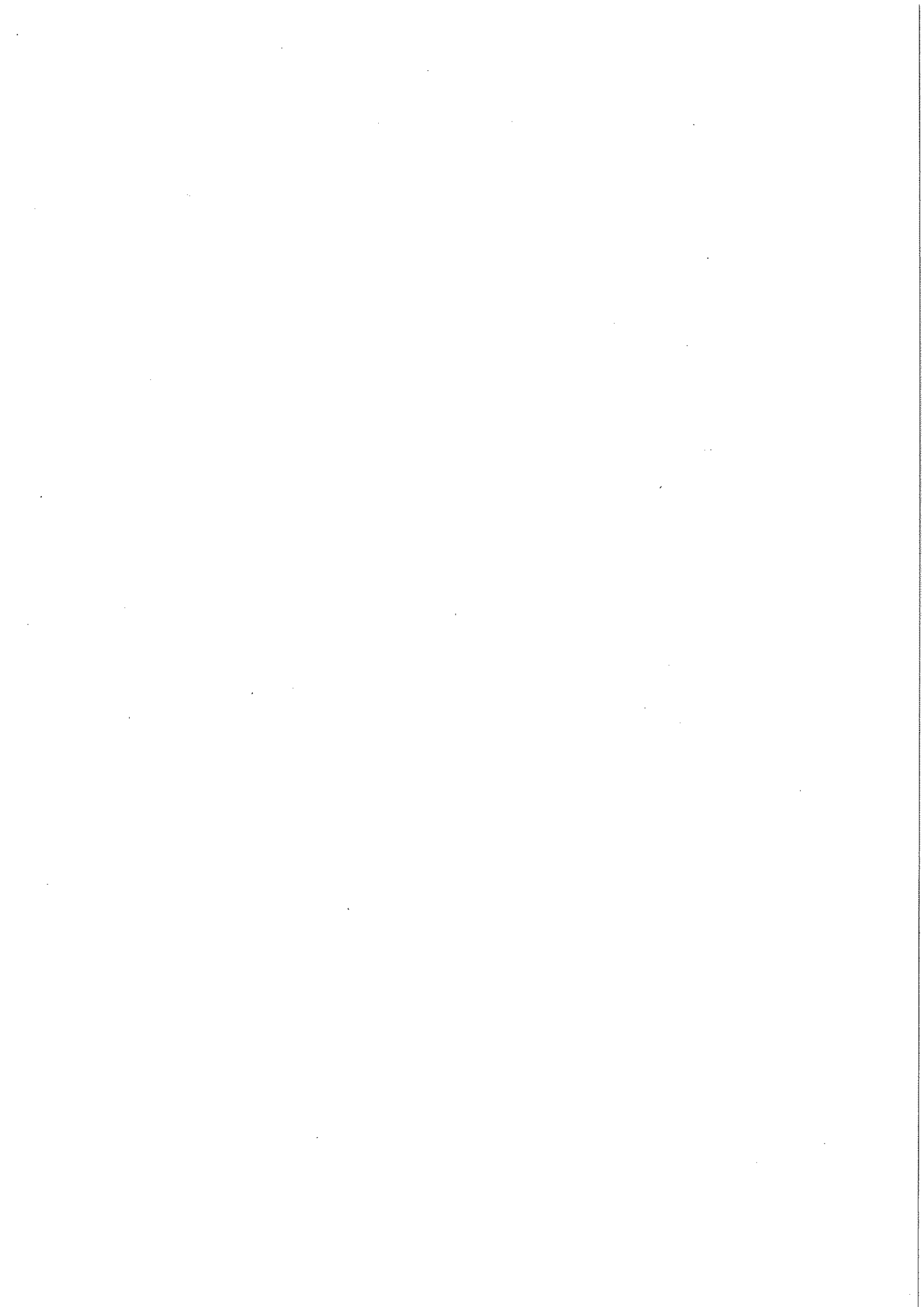
件 名	概 要
<p>名古屋市立学校設置 条例の一部改正につ いて (第89号議案)</p>	<p>(1) 概要 町の区域の設定に伴い、規定を整理する必要 があるため、所要の改正を行うもの</p> <p>(2) 施行期日 名古屋市大高南特定土地区画整理組合の施行 地区に係る土地区画整理事業の換地処分 の公告があつた日の翌日</p>
<p>名古屋市生涯学習セ ンター条例の一部改 正について (第90号議案)</p>	<p>(1) 概要 生涯学習センター8館（千種、東、北、西、 中、昭和、瑞穂、守山）の管理を指定管理 者に行わせるとともに、施設の利用料金を指 定管理者の収入として収受させるため、所 要の改正を行うもの</p> <p>(2) 施行期日 平成28年4月1日</p>
<p>名古屋市文化財保護 条例の一部改正につ いて (第91号議案)</p>	<p>(1) 概要 文化財の活用をより推進する等のため、所 要の改正を行うもの ア 条例名の変更 イ 文化財の活用に関する規定の整備 ウ 文化財の損壊等に対する罰則規定の整備</p> <p>(2) 施行期日 公布の日 ただし、一部の規定は平成27年11月1日</p>



平成 27 年 6 月定例会 提出議案の概要（緑政土木局）

1 一般案件

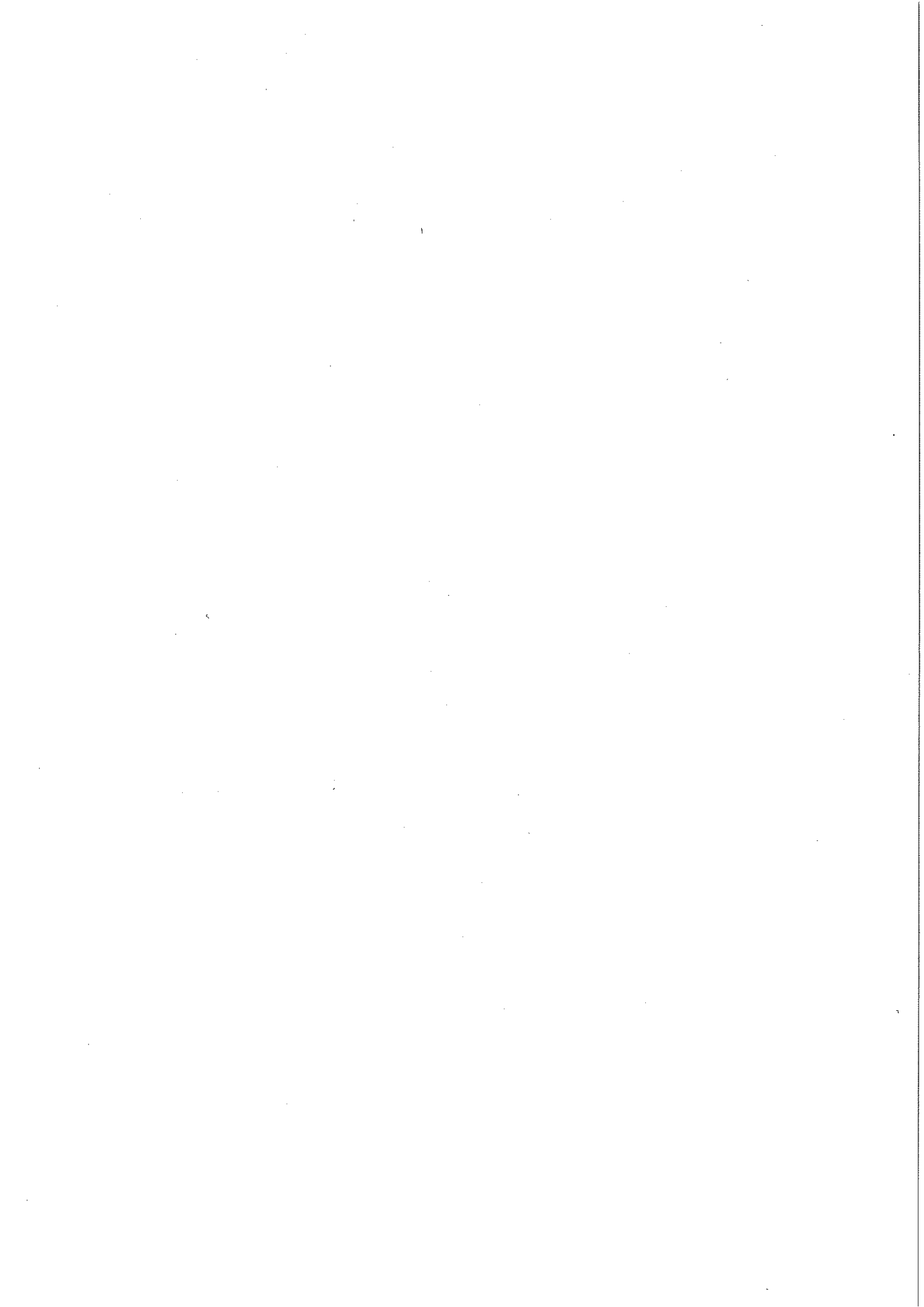
件 名	概 要
契約の一部変更 について (第96号議案)	<p>(1) 概要 山崎川橋りょう下部工改築工事等の請負契約について、契約金額及び完成予定期日変更するもの</p> <p>(2) 工事名 山崎川橋りょう下部工改築工事等 (平成23年 7月11日議決 平成23年第105号)</p> <p>(3) 契約金額 変更前 1,826,253,000円 変更後 2,347,000,000円</p> <p>(4) 完成予定期日 変更前 平成28年12月31日 変更後 平成30年12月31日</p>



平成27年6月定例会 提出議案の概要（市民経済局）

1 条例案

件名	概要
<p>名古屋市個人情報保護条例の一部改正について (第92号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、規定を整備するもの。</p> <p>(2) 内容 ア 特定個人情報の目的外利用及び提供、消去・利用停止請求の要件のほか、任意代理人による開示請求を認めることなど、特定個人情報に関する規定の整備を行う。 イ 情報提供等記録の目的外利用の禁止、消去・利用停止請求を認めないことなど、情報提供等記録に関する規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日 平成27年10月5日 (ただし、一部の規定は、公布の日又は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日)</p>
<p>名古屋市手数料条例の一部改正について (第93号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、規定を整備するもの。</p> <p>(2) 内容 通知カード及び個人番号カードの再交付に関する手数料について規定する。</p> <p>(3) 施行期日 平成27年10月5日 (ただし、一部の規定は平成28年1月1日)</p>



平成 27 年 6 月定例会 提出議案の概要（住宅都市局）

1 条例案

件 名	概 要				
<p>名古屋市中高層階住居専用地区建築条例等の一部改正について (第 94 号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定を整理するもの</p> <p>(2) 改正内容 引用条項の移動に伴い規定を整理する。</p> <p>(3) 改正の対象となる条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市中高層階住居専用地区建築条例 ・名古屋市特別工業地区建築条例 ・名古屋市文教地区建築条例 ・名古屋市研究開発地区建築条例 ・名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例 <p>(4) 施行期日 公布の日から施行する。</p>				
<p>名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について (第 95 号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 港明スマートタウン地区整備計画区域内における建築物の制限に関して、規定を整備するもの</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>ア 港明スマートタウン地区計画の都市計画決定に伴い、対象区域を追加する。(別表第 1 関係)</p> <p>イ 港明スマートタウン地区整備計画区域内における建築物の制限を定める。(別表第 2 関係)</p> <table border="1" data-bbox="448 1512 1380 1702"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1512 715 1563">対象区域</th> <th data-bbox="719 1512 1380 1563">建築物の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1563 715 1702">港明スマートタウン地区整備計画区域</td> <td data-bbox="719 1563 1380 1702">建築物の用途の制限、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、緑化率の最低限度</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定を整理する。(第 13 条及び第 13 条の 2 関係)</p> <p>(3) 施行期日 公布の日から施行する。</p>	対象区域	建築物の制限	港明スマートタウン地区整備計画区域	建築物の用途の制限、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、緑化率の最低限度
対象区域	建築物の制限				
港明スマートタウン地区整備計画区域	建築物の用途の制限、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、緑化率の最低限度				

(参考)

港明スマートタウン地区計画区域及び地区整備計画区域

港区港明二丁目、金川町、港栄一丁目、河口町及び津金一丁目の各一部

